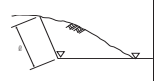
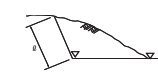
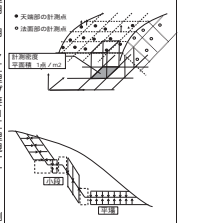
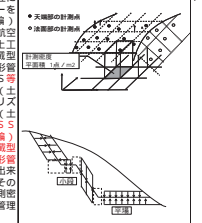


土木工事施工管理基準 新旧対照表
【土木工事施工管理基準】

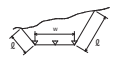
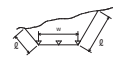
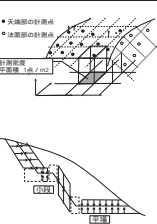
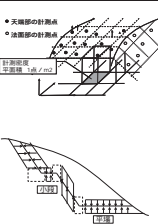
現行（平成30年4月）		改定案		改定理由
土木工事施工管理基準	この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書【H29.10】第1編1-1-1-27「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。	土木工事施工管理基準	この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書 第1編1-1-1-26「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。	誤字修正

土木工事施工管理基準 新旧対照表
【出来形管理基準】

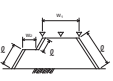
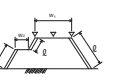
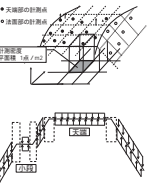
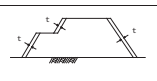
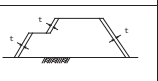
現行（平成30年4月）		改定案		改定理由														
単位：mm																		
編	章	部	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	測定箇所	摘要	改定理由	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工		基準高	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の高点毎、基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2	基準高	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の高点毎、基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2	準拠する要領の制定等に対応	
							法長 θ	$\theta < 5m$ -200 $\theta \geq 5m$ 法長-4%	法長 θ			$\theta < 5m$ -200 $\theta \geq 5m$ 法長-4%						
			2	掘削工（面管理の場合）	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平ら面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平ら面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2	準拠する要領の制定等に対応			
					平場	標高較差	±50			±150	平場	標高較差					±50	±150
					法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160	法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160						

現行 (平成30年4月)										改定案																																							
単位: mm										単位: mm																																							
編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	改定理由																		
1	2	3	3	1	盛土工	基準高	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法で測定。 ただし、「T5を用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点指定。基準高は各法で測定。		1-2-3-3	1	共	2	3	河	川	海	岸	・	砂	防	土	工	基準高	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法で測定。 ただし、「5等光流方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点指定。基準高は各法で測定。		1-2-3-3	1	共	2	3	河	川	海	岸	・	砂	防	土	工	基準高	-50	1-2-3-3	準拠する要領の制定等に対応				
						法長e	e<5m -100 e≧5m 法長-2%																	法長-2%	法長-2%																								
幅	W1, W2	-100																																															
1	2	3	4	2	盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	-50	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)」を用いた出来形管理要領(土工編)、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「T5を用いた出来形管理要領(土工編)」、「T5(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(土工編)または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-3	2	共	2	3	河	川	海	岸	・	砂	防	土	工	天端	標高較差	-50	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「T5等流方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「T5(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-3	2	共	2	3	河	川	海	岸	・	砂	防	土	工	天端	標高較差	-50	1-2-3-3	準拠する要領の制定等に対応	
						法面	4割<勾配	標高較差																	-50	-170	標高較差																	-50	-170				
						法面	4割	勾配																	(小段含む)	標高較差	-60																	-170	標高較差	-60			-170
						ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものを																																											
1	2	3	4	盛土補強工	基準高	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1-2-3-4	1	共	2	3	河	川	海	岸	・	砂	防	土	工	基準高	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1-2-3-4	1	共	2	3	河	川	海	岸	・	砂	防	土	工	基準高	-50	1-2-3-4						
					厚さ t	-50																	厚さ t	-50																									
控え長さ	設計値以上																																																
1	2	3	5	法面整形工 (盛土部)	厚さ t	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5	1	共	2	3	河	川	海	岸	・	砂	防	土	工	厚さ t	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 法の中央で測定。 土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5	1	共	2	3	河	川	海	岸	・	砂	防	土	工	厚さ t	-30	1-2-3-5						
1	2	3	6	堤防天端工	厚さ t	t < 15cm -25 t 15cm -50	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅は、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6	1	共	2	3	河	川	海	岸	・	砂	防	土	工	厚さ t	t < 15cm -25 t 15cm -50	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅は、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6	1	共	2	3	河	川	海	岸	・	砂	防	土	工	厚さ t	t < 15cm -25 t 15cm -50	1-2-3-6						
					幅	w																	-100	幅																	w	-100							

土木工事施工管理基準 新旧対照表
〔出来形管理基準〕

現行（平成30年4月）											改定案																	
単位：mm											単位：mm																	
編	章	部	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	編	章	部	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	改定理由		
1	2	4	2	1	掘削工		基準高	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。			1-2-4-2	1	2	4	2	1	掘削工		基準高	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。			1-2-4-2	準拠する要領の制定等に対応		
							法長 ϕ	$\phi < 5m$ -200 $\phi \geq 5m$ 法長-4%												法長-4%								
							幅	w	-100	ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。																		
					掘削工（面管理の場合）		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）」を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」、「T S（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（土工編）」または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。																			
							平面	標高較差	±50	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。										±150	3. 計測は平面面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。			1-2-4-2	準拠する要領の制定等に対応			
							法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	3. 計測は平面面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。										±160	4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。							
										4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。											5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。							

土木工事施工管理基準 新旧対照表
〔出来形管理基準〕

現行（平成30年4月）															改定案														
単位：mm															単位：mm														
編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	摘要	編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	摘要	改定理由			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		1-2-4-3 1-2-4-4	1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	準拠する要領の 制定等に対応							
					法長 ϕ	$\phi < 5m$ 法長 - 2%																							
					路面盛土工 （面管理の場合）	天端 法面 （小段含む）	標高較差	±50 ±80	±150 ±190	<ol style="list-style-type: none"> 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/±2（平面投影面積当たり）以上とする。 法筋、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。 		1-2-4-3 1-2-4-4	準拠する要領の 制定等に対応																
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 （盛土部）	厚 さ t	-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5	1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 （盛土部）	厚 さ t	-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5								

土木工事施工管理基準 新旧対照表
(出来形管理基準)

頒行(平成30年4月)												改定案																		
編	章	部	条	表番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位 : mm	摘 要	編	章	部	条	表番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位 : mm	摘 要	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)													個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下												中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下					
3	土木	1	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高	±40	±50				3-1-6-7	3	土木	1	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高	±40	±50				3-1-6-7	3-1-6-7	標準する要領の制定等に対応	
							厚 さ	-45	-45	-15	-15											±40	±50	-15	-15					
							幅	-50	-50													-50	-50							
							標準高	±40	±50													±40	±50	-15	-15					
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15											±90	±90	+40 -15	+50 -15					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
(出来形管理基準)

運行(平成30年4月)														改定案																										
編	章	部	条	検査	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	単位: mm	概要	編	章	部	条	検査	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	単位: mm	概要	改定理由										
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)													個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)																
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下															
3	土木工事共通編	1	一般施工	6	一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の測し、厚さは各幅200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	3-1-6-7	3	土木工事共通編	1	一般舗装工	6	一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の測し、厚さは各幅200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は計測箇所の測点によらず延長80m以上の間隔で測定することができる。	3-1-6-7	準拠する要領の制定等に対応								
						幅	-50	-50					工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理回等を掘り起こした上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理回等を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。																											
3	土木工事共通編	1	一般施工	6	一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースケナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-1-6-7	3	土木工事共通編	1	一般舗装工	6	一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースケナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体用レーザースケナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-1-6-7	準拠する要領の制定等に対応								

土木工事施工管理基準 新旧対照表
(出来形管理基準)

運行(平成30年4月)										改定案																				
編	章	部	条	秩番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位 : mm	摘 要	編	章	部	条	秩番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位 : mm	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ・面管理の場合は測定値の平均													個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ・面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	1	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の測定し、厚さは、1,000mに1箇の測定する。採取もしくは掘り起こして測定。	3-1-6-7	3	1	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の測定し、厚さは、1,000mに1箇の測定する。採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図面の測定点より延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-7	3-1-6-7	標準する要領の制定等に対応			
3	1	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-1-6-7	3	1	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4．厚さは、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 新型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体到来形管理要領(舗装工事編)(案)」、または「FS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	3-1-6-7	3-1-6-7	標準する要領の制定等に対応			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
(出来形管理基準)

運行(平成30年4月)										改定案																					
編	章	部	条	校番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位 : mm	摘 要	編	章	部	条	校番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位 : mm	摘 要	改 定 理 由	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)													個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3	土木工事共通編	1	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。	3-1-6-7	3	土木工事共通編	1	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計位置の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-7	準拠する要領の制定等に対応			
						幅	-50	-50				工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。																			
3	土木工事共通編	1	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-1-6-7	3	土木工事共通編	1	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(策)」、「地上移動体用観測レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(策)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(策)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-1-6-7	準拠する要領の制定等に対応			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
(出来形管理基準)

運用(平成30年4月)										改定案																				
編	章	部	条	検査	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位: mm	摘 要	編	章	部	条	検査	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位: mm	摘 要	改 定 理 由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)													個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	1	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースケナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を指した上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3	1	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースケナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースケナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-1-6-8	3-1-6-8	準拠する要領の制定等に対応			
3	1	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1個の割でコアを採取して測定。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア・採取について 横面積等でコア・採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-8	3	1	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の区間で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア・採取について 横面積等でコア・採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-8	3-1-6-8	準拠する要領の制定等に対応			
3	1	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースケナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-1-6-8	3	1	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースケナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースケナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-1-6-8	3-1-6-8	準拠する要領の制定等に対応			
3	1	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m毎に1個の割でコアを採取して測定。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア・採取について 横面積等でコア・採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-8	3	1	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の区間で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア・採取について 横面積等でコア・採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-8	3-1-6-8	準拠する要領の制定等に対応			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
(出来形管理基準)

運用(平成30年4月)										改定案																					
編	章	部	条	検査	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位: mm	摘 要	編	章	部	条	検査	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位: mm	摘 要	改 定 理 由	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)													個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3	土木工事共通編	1	6	8	6	半たわみ舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースケナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3	土木工事共通編	1	6	8	12	半たわみ舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースケナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)、「地上移動体搭載型レーザースケナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-8	3-1-6-8	準拠する要領の制定等に対応	
						平坦性																									
3	土木工事共通編	1	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高	±40	±50			基準高は延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各層毎200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア・採取について 横面舗装等でコア・採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア・採取について 横面舗装等でコア・採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3	土木工事共通編	1	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高	±40	±50			基準高は延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各層毎200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。 ただし、幅は設計位置の測点によらず延長80m以下の区間で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア・採取について 横面舗装等でコア・採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア・採取について 横面舗装等でコア・採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-9	3-1-6-9	準拠する要領の制定等に対応	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15																					
						幅	-50	-50																							
3	土木工事共通編	1	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースケナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3	土木工事共通編	1	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースケナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)、「地上移動体搭載型レーザースケナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア・採取について 横面舗装等でコア・採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-9	3-1-6-9	準拠する要領の制定等に対応	
						厚 さ	-25	-30	-8	-10																					
						幅	-50	-50																							
3	土木工事共通編	1	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各層毎200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア・採取について 横面舗装等でコア・採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア・採取について 横面舗装等でコア・採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3	土木工事共通編	1	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各層毎200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計位置の測点によらず延長80m以下の区間で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア・採取について 横面舗装等でコア・採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア・採取について 横面舗装等でコア・採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-9	3-1-6-9	準拠する要領の制定等に対応	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
(出来形管理基準)

運用(平成30年4月)										改定案																				
編	章	部	条	検査	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位: mm	摘 要	編	章	部	条	検査	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位: mm	摘 要	改 定 理 由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)													個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
							面管理の場合は測定値の平均																							
3	1	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3	1	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体用型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「T S(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9	3-1-6-9	準拠する要領の制定等に対応		
3	1	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚 さ 幅	-25 -50	-30 -50	-8 -50	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合し、厚さは、1000mに1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア-採取について 横面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア-採取について 横面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3	1	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚 さ 幅	-25 -50	-30 -50	-8 -50	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合し、厚さは、1000mに1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計幅員の割合によらず延長80m以下の区間で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア-採取について 横面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア-採取について 横面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-9	3-1-6-9	準拠する要領の制定等に対応		
3	1	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3	1	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体用型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「T S(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9	3-1-6-9	準拠する要領の制定等に対応		
3	1	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ 幅	-15 -50	-20 -50	-5 -50	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合し、厚さは、1000mに1個の割合でコアを採取して測定。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア-採取について 横面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア-採取について 横面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3	1	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ 幅	-15 -50	-20 -50	-5 -50	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合し、厚さは、1000mに1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計幅員の割合によらず延長80m以下の区間で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア-採取について 横面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア-採取について 横面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-9	3-1-6-9	準拠する要領の制定等に対応		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
(出来形管理基準)

運行(平成30年4月)										改定案																		
編	章	部	条	校	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	概要	編	章	部	条	校	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	概要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)												個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
							単位:mm		単位:mm												単位:mm		単位:mm					
3	1	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースケナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を指した上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9	3	1	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースケナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体伝送型レーザースケナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を指した上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9	準拠する要領の制定等に対応
3	1	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で、厚さは、1000mに1個の割合でコアを採取して測定。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア-採取について 横面舗装等でコア-採取により床面に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-9	3	1	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で、厚さは、1000mに1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅員設計位置の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア-採取について 横面舗装等でコア-採取により床面に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-9	準拠する要領の制定等に対応		
					幅	-25	-25																					
3	1	6	9	5	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースケナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を指した上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-9	3	1	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースケナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体伝送型レーザースケナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を指した上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9	準拠する要領の制定等に対応

施行(平成30年4月)										改定案																						
編	章	部	系	秩番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	部	系	秩番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由						
							個々の測定値 (X)													測定値の平均							個々の測定値 (X)			測定値の平均		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上											中規模以上	小規模以下	中規模以上					中規模以上	小規模以下	中規模以上	中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	1	6	10	1	透水性舗装工 (舗装工)	基準高	±50			基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 歩道舗装に適用する。	3-1-6-10	3	1	6	10	1	透水性舗装工 (舗装工)	基準高	±50			基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所所掘り起こして測定。 ただし、幅は設計位置の測点によらず延長80m以下の区間で測定することができる。	3-1-6-10	準拠する要領の制定等に対応								
厚 さ	t < 15cm	-30	-10	t < 15cm	-30	-10	t < 15cm	-30	-10			t < 15cm	-30	-10																		
	t	-45	-15	t	-45	-15	t	-45	-15			t	-45	-15																		
幅	-100			-100			-100					-100																				
3	1	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 歩道舗装に適用する。	3-1-6-10	3	1	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 歩道舗装に適用する。	3-1-6-10	準拠する要領の制定等に対応								
厚 さあるいは標高較差	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	t < 15cm	+90 -70	+50 -10			t < 15cm	+90 -70	+50 -10																		
	t	+90	+50	t	+90	+50	t	+90	+50			t	+90	+50																		
	t	-70	-10	t	-70	-10	t	-70	-10			t	-70	-10																		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
[出来形管理基準]

運用(平成30年4月)													改定案																
編	章	部	系	秩番	工 種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	編	章	部	系	秩番	工 種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	改定理由			
							個々の測定値(X)													測定値の平均							測定値の平均		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上											中規模以上	小規模以下	中規模以上					中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	1	6	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア-採取について 横面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-10	3	1	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計位置の測点によらず延長80m以下の区間で測定することができる。 歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア-採取について 横面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-10	準拠する要領の制定等に対応					
						幅	-25											幅	-25										
3	1	6	10	2	透水性舗装工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-10	3	1	6	10	4	透水性舗装工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」(案)または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」(案)に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-10	準拠する要領の制定等に対応					

現行 (平成30年4月)														改定案														
編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
							単位: mm	単位: mm	単位: mm	単位: mm											単位: mm	単位: mm	単位: mm	単位: mm				
3	1	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000mに1個の割合でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア・採取について 横面舗装等でコア・採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-11	3	1	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000mに1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の区間で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア・採取について 横面舗装等でコア・採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-11	準拠する要領の制定等に対応
					幅	-50	-50																					
3	1	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-11	3	1	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動体排取型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「または「TSS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-11	準拠する要領の制定等に対応
3	1	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000mに1個の割合でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア・採取について 横面舗装等でコア・採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-11	3	1	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000mに1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の区間で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア・採取について 横面舗装等でコア・採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-11	準拠する要領の制定等に対応
					幅	-25	-25																					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
〔出来形管理基準〕

現行(平成30年4月)														改定案																				
編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	測 定 要 領	編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	測 定 要 領	改 定 理 由						
							個々の測定値(X)														10個の測定値の平均(X ₁₀) ・面管理の場合は測定値の平均													
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
							単位: mm														単位: mm													
3	土木工事共通編	1	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計権員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が毎日連続する場合が該当する。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-11	3	土木工事共通編	1	6	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計権員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が毎日連続する場合が該当する。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-11	準拠する要領の制定等に対応				
3	土木工事共通編	1	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が毎日連続する場合が該当する。 コア・採取について 横面舗装等でコア・採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-11	3	土木工事共通編	1	6	11	5	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図面の測定による長さ80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が毎日連続する場合が該当する。 コア・採取について 横面舗装等でコア・採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-11	準拠する要領の制定等に対応				
3	土木工事共通編	1	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計権員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が毎日連続する場合が該当する。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-11	3	土木工事共通編	1	6	11	6	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計権員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が毎日連続する場合が該当する。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-11	準拠する要領の制定等に対応				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
[出来形管理基準]

現行 (平成30年4月)										改定案																				
編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	単位: mm	摘要	編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	単位: mm	摘要	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)													個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	土木工事共通編	1	一般施工	6	一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を繰り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-12	3	土木工事共通編	1	一般施工	6	一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を繰り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-12	準拠する要領の制定等に対応
									幅	-50														幅	-50					
3	土木工事共通編	1	一般施工	6	一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、及び「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計補員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値-設計厚さから求める高さとの差とする。	3-1-6-12	3	土木工事共通編	1	一般施工	6	一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取もしくは繰り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-12	準拠する要領の制定等に対応
									幅	-50														幅	-50					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
〔出来形管理基準〕

現行 (平成30年4月)											改定案																			
編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	単位: mm	摘要	編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	単位: mm	摘要	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ・面管理の場合は測定値の平均													個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ・面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
												3-1-6-12	3	1	6	12	6	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8					1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(業)」, 「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(業)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(業)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値・設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床底等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-12	準拠する要領の制定等に対応
3	1	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000m ² に1個の割合でコア採取して測定。		3-1-6-12	3	1	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3					1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(業)」, 「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(業)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(業)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値・設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床底等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-12	準拠する要領の制定等に対応
						幅	-25					3-1-6-12	3	1	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3					1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(業)」, 「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(業)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(業)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値・設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床底等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-12	準拠する要領の制定等に対応

進行(平成30年4月)										改定案																																
編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	単位:mm	摘要	編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	単位:mm	摘要	改定理由																
							個々の測定値(X)													個々の測定値(X)																						
							中規模以上	小規模以下												中規模以上	小規模以下																					
3	土木工事共通編	1	一般舗装工	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)		厚さ	-10	-3.5	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなればならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。</p>	3-1-6-12	3	土木工事共通編	1	一般舗装工	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)		厚さ	-10	-3.5	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなればならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。</p>	3-1-6-12	3	土木工事共通編	1	一般舗装工	6	12	9	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)		厚さ	-10	-3.5	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなればならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。</p>	<p>準拠する要領の制定等に対応</p>
							幅	-25		幅	-25																															
							平坦性			平坦性																																
							目地段差	±2		目地段差	±2																															
3	土木工事共通編	1	一般舗装工	6	12	6	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなればならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。</p>	3-1-6-12	3	土木工事共通編	1	一般舗装工	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(業)、「地上移動体搭載型レーザースキャナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(業)または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(業)に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値・設計厚さから算出する。</p>	3-1-6-12	3	土木工事共通編	1	一般舗装工	6	12	10	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなればならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。</p>	<p>準拠する要領の制定等に対応</p>
							幅			幅																																
							平坦性			平坦性																																
							目地段差	±2		目地段差	±2																															
3	土木工事共通編	1	一般舗装工	6	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工		基準高	±40	±50	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなればならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。</p>	3-1-6-12	3	土木工事共通編	1	一般舗装工	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工		基準高	±40	±50	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなればならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。</p>	3-1-6-12	3	土木工事共通編	1	一般舗装工	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工		基準高	±40	±50	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなればならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。</p>	<p>準拠する要領の制定等に対応</p>	
							厚さ	-45	-15	厚さ	-45										-15																					
							幅	-50		幅	-50																															
							目地段差	±2		目地段差	±2																															

土木工事施工管理基準 新旧対照表
〔出来形管理基準〕

現行 (平成30年4月)										改定案																		
編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由				
							個々の測定値 (X)												個々の測定値の平均 (X̄)						個々の測定値の平均 (X̄)		個々の測定値の平均 (X̄)	
							中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下					中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
										3-1-6-12	3	1	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高 ±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」500未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計高さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-1-6-12	標準する要領の制定等に対応					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
[出来形管理基準]

現行 (平成30年4月)										改定案																				
編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	単位: mm	摘 要	編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	単位: mm	摘 要	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)													個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
												3-1-6-12	3	1	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・石膏)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8				1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理(舗装工事編)(案)」、または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-1-6-12	準拠する要領の制定等に対応	
3	1	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合でコアを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 路面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-12	3	1	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の区間で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 路面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-12	準拠する要領の制定等に対応						
												3-1-6-12	3	1	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3				1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理(舗装工事編)(案)」、または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-1-6-12	準拠する要領の制定等に対応	

現行 (平成30年4月)												改定案																	
編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	単位: mm	摘 要	編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	単位: mm	摘 要	改定理由			
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)												個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)								
								・面管理の場合は測定値の平均													・面管理の場合は測定値の平均								
								中規模以上													小規模以下						中規模以上	小規模以下	
3	土木工事共通編	1	一般施工	6	一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定、平坦性は各車線毎に縦線から1mの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横断舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-12	3	土木工事共通編	1	一般施工	6	一般舗装工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定、平坦性は各車線毎に縦線から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の特記事項に基づき定めることができる。	3-1-6-12	準拠する要領の制定等に対応
						幅	-35																						
						平坦性		転圧コンクリートの硬化後、3プロファイルメーターにより () 2.4mm以下																					
						目地段差	±2																						
												3-1-6-12	3	土木工事共通編	1	一般施工	6	一般舗装工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、50t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-12	準拠する要領の制定等に対応		
						平坦性		転圧コンクリートの硬化後、3プロファイルメーターにより () 2.4mm以下																					
						目地段差	±2																						

土木工事施工管理基準 新旧対照表
[出来形管理基準]

現行 (平成29年3月)										改定案																													
編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm		編	章	部	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm		改定理由															
										摘要	摘要											摘要	摘要																
3	1	16	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高	+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法背とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-1-16-3	3	1	16	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高	+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法背とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-1-16-3	3	1	16	3	2													
						幅	-200																																
						延長	-200																																
3	1	18	2	床版工	基準高	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)	3-1-18-2	3	1	18	2	床版工	基準高	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)	3-1-18-2	3	1	18	2	床版工	基準高	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)	3-1-18-2	3	1	18	2	床版工	幅 w	0 - +30	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。	鉄筋の有効高さ	±10	1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、横軸方向の鉄筋は全数、横軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2 mの範囲を測定。	上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10
					幅 w	0 - +30								鉄筋の有効高さ	±10								1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、横軸方向の鉄筋は全数、横軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2 mの範囲を測定。	上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合								±10							
					厚さ t	-10 - +20									鉄筋の有効高さ																	±10	1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、横軸方向の鉄筋は全数、横軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2 mの範囲を測定。			上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合			±10
鉄筋のかぶり	設計値以上	鉄筋の有効高さ	±10	1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、横軸方向の鉄筋は全数、横軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2 mの範囲を測定。	上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10																																	
鉄筋の有効高さ	±10		鉄筋の有効高さ			±10	1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、横軸方向の鉄筋は全数、横軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2 mの範囲を測定。	上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10																														
鉄筋の間隔	±20	鉄筋の有効高さ		±10	1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、横軸方向の鉄筋は全数、横軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2 mの範囲を測定。	上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合			±10																														
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10		鉄筋の有効高さ	±10			1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、横軸方向の鉄筋は全数、横軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2 mの範囲を測定。	上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10																														

写真撮影要領 【現行(平成30年4月)】

2-8 その他 「T Sを用いた出来形管理要領(土工編)(平成29年3月国土交通省)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(平成29年3月国土交通省)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	
--	--

写真撮影要領 【改定(平成30年10月)】

2-4 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「電子小黒板の活用について」(平成29年8月1日付け、技第152号)に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。 (以降、項番号変更)	
2-9 その他 国土交通省の「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「T S(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「T S(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真撮影要領のほか、国土交通省の各要領の規定による。 また、国土交通省の「T S・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真撮影要領のほか、国土交通省の各要領の規定による。	

改定理由
維持する要領の制定等に対応
維持する要領の制定等に対応

撮影箇所一覧表

区分	写真管理項目		概要
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕 創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕
		品質証明(JISマーク表示)	各品目毎に1回
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕

撮影箇所一覧表

区分	写真管理項目		概要
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕 創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、撮影毎に1回 〔発生時〕 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「T S(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕
		品質証明(JISマーク表示)	各品目毎に1回
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕

改定理由
維持する要領の制定等に対応
最新の運用に基づき改定

現行 (平成30年4月)					改定 (平成30年10月)					改定理由	
撮影箇所一覧表 (品質管理)					撮影箇所一覧表 (品質管理)						
番号	工種	写真管理項目			概要	番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度				撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床または施工箇所毎に1回 [試験実施中]	不要		11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床または施工箇所毎に1回 [試験実施中] ただし、「T・S・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要	
		ブルーフローリング	路床毎に1回 [試験実施中]					不要			
		平板載荷試験	路床毎に1回 [試験実施中]					不要			
		現場CBR試験	路床毎に1回 [試験実施中]					不要			
		含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]					不要			
		たわみ量	アールフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]				たわみ量	アールフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]	不要		
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	不要		12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	不要	
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中]					不要			
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]					不要			
		平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]					不要			
		現場CBR試験	材質毎に1回 [試験実施中]					不要			
		たわみ量	アールフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]				たわみ量	アールフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]	不要		
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要		15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要	準拠する要領の制定等に対応
19 20	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要		19 20	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「T・S・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要	準拠する要領の制定等に対応
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]					不要			
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]					不要			
21	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要		21	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「T・S・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要	準拠する要領の制定等に対応
22	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要		22	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「T・S・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要	準拠する要領の制定等に対応
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]					不要			
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]					不要			
		現場CBR試験	土質毎に1回 [試験実施中]					不要			
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]					不要			
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]					不要			
		たわみ量	アールフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]					不要			

【現行(平成30年4月)】

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第1編 共通編]

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度(時期)	
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 (掘削中)	1-2-3-2
						法長	200m又は1施工箇所1回 (掘削後)	
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 (巻出し時)	1-2-3-3
							「TS・GNSSを用いた盛土の 締固め管理要領」における 「締固め層厚分布図」を提出 する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる 毎に1回 (締固め時)	
						法長幅	200m又は1施工箇所1回 (施工後)	

【改定(平成30年10月)】

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第1編 共通編]

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度(時期)		
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 (掘削中)	1-2-3-2	
						法長	200m又は1施工箇所1回 (掘削後)		
						法長 右のいずれか で撮影する。	「TS等光波方式を用いた出 来形管理要領(土工編 (案))」、「TS(ノンプリズム方 式)を用いた出来形管理要領 (土工編)(案)」、「RTK-GN SSを用いた出来形管理要領 (土工編)(案)」、「地上型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(土工編 (案))」、「無人航空機搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(土工編 (案))」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(土工編 (案))」による場合は 1工事に1回 (掘削後)		
	「空中写真測量(無人航空 機)を用いた出来形管理要領 (土工編)(案)」に基づき写真 測量に用いた全ての画像を 納品する場合は、写真管理 に代えることが出来る。	準拠する 要領の制 定等に対 応							
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 (巻出し時)	1-2-3-3	
							「TS・GNSSを用いた盛土の 締固め管理要領」における 「締固め層厚分布図」を提出 する場合は写真不要		
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる 毎に1回 (締固め時)		
						法長幅	200m又は1施工箇所1回 (施工後)		
	法長幅 右のいずれか で撮影する。	「TS等光波方式を用いた出 来形管理要領(土工編 (案))」、「TS(ノンプリズム方 式)を用いた出来形管理要領 (土工編)(案)」、「RTK-GN SSを用いた出来形管理要領 (土工編)(案)」、「地上型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(土工編 (案))」、「無人航空機搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(土工編 (案))」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(土工編 (案))」による場合は 1工事に1回 (施工後)	出来映えの撮 影・TS等の設置状 況と出来形計測 対象点上のプリ ズムの設置状況 (プリズムが必要 な場合のみ)が わかるように撮 影						
	「空中写真測量(無人航空 機)を用いた出来形管理要領 (土工編)(案)」に基づき写真 測量に用いた全ての画像を 納品する場合は、写真管理 に代えることが出来る。	準拠する 要領の制 定等に対 応							

【現行(平成30年4月)】

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第1編 共通編]

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度(時期)	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 (掘削中)	1-2-4-2
						法長	200m又は1施工箇所1回 (掘削後)	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 (巻出し時)	1-2-4-3
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる 毎に1回 (締固め時)	
						法長幅	200m又は1施工箇所1回 (施工後)	

【改定(平成30年10月)】

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第1編 共通編]

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度(時期)		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 (掘削中)	1-2-4-2	
						法長 右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 (掘削後)		
						「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回(掘削後)	出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	準拠する要領の制定等に対応	
						「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			準拠する要領の制定等に対応
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 (巻出し時)	1-2-4-3	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる 毎に1回 (締固め時)		
						法長幅 右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 (施工後)		

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
						3	2	
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	散均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅	各層毎400mに1回 (施工中) 各層毎400mに1回 (整正後) 各層毎200mに1回 (整正後) 各層毎80mに1回 (整正後)	3-2-6-7

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
						3	2		
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	散均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅	各層毎400mに1回 (施工中) 各層毎400mに1回 (整正後) 各層毎200mに1回 (整正後) 各層毎80mに1回 (整正後)	3-2-6-7	準拠する 要領の制 定等に対 応

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-7
						転圧状況	各層毎400mに1回 (整正後)	
						厚さ	1,000mに1回 (整正後) コアを採取した場合は写真 不要	
					幅	各層毎80mに1回 (整正後)		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工(加熱アス ファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-7
						転圧状況	各層毎400mに1回 (整正後)	
						幅	各層毎80mに1回 (整正後)	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 (整正後)	3-2-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 (散布時)	
						幅	各層毎80mに1回 (整正後)	

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-7	準拠する 要領の制 定等に対 応
						転圧状況	各層毎400mに1回 (整正後)		
						厚さ	1,000mに1回 (整正後) コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズム 方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差を管 理する場合は各層毎1工事に 1回」(整正後)		
					幅	各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズム 方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 (整正後)			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工(加熱アス ファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-7	準拠する 要領の制 定等に対 応
						転圧状況	各層毎400mに1回 (整正後)		
						幅	各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズム 方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 (整正後)		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 (整正後)	3-2-6-7	準拠する 要領の制 定等に対 応
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 (散布時)		
						幅	各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズム 方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 (整正後)		

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 (整正後)	3-2-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 (散布時)	
						平坦性	1工事に1回[実施中]	
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 (整正後)	
						厚さ	各層毎200mに1回 (整正後)	
						幅	各層毎80mに1回 (整正後)	
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 (整正後)	
						厚さ	各層毎200mに1回 (整正後)	
						幅	各層毎80mに1回 (整正後)	

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 (整正後)	3-2-6-7	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 (散布時)		
						平坦性	1工事に1回[実施中]		
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-8	準拠する 要領の制 定等に対 応
						整正状況	各層毎400mに1回 (整正後)		
						厚さ	各層毎200mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回[整正後]		
						幅	各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回[整正後]		
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-8	準拠する 要領の制 定等に対 応
						整正状況	各層毎400mに1回 (整正後)		
						厚さ	各層毎200mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回[整正後]		
						幅	各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回[整正後]		

【現行(平成30年4月)】

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-8
						転圧状況		
						厚さ	各層毎200mに1回 (整正後) コアを採取した場合は写真不要	
					幅	各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)		
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-8
						転圧状況		
						厚さ	各層毎200mに1回 (整正後) コアを採取した場合は写真不要	
					幅	各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)		

【改定(平成30年10月)】

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-8	準拠する要領の制定等に対応
						転圧状況			
						厚さ	各層毎200mに1回 (整正後) コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回(整正後)		
					幅	各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)			
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-8	準拠する要領の制定等に対応
						転圧状況			
						厚さ	各層毎200mに1回 (整正後) コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)		
					幅	各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)			

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 (整正後)	3-2-6-8
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 (散布時)	
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 (整正後)	3-2-6-8
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 (散布時)	
						浸透性ミル注入状況	400mに1回 (注入時)	
						平坦性	1工事1回 (実施中)	
3	2	6	9	1	排水性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 (整正後)	
						厚さ	各層毎200mに1回 (整正後)	
						幅	各層毎80mに1回 (整正後)	

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 (整正後)	3-2-6-8	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 (散布時)		
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 (整正後)	3-2-6-8	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 (散布時)		
						浸透性ミル注入状況	400mに1回 (注入時)		
						平坦性	1工事1回 (実施中)		
3	2	6	9	1	排水性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-9	準拠する要領の制定等に対応
						整正状況	各層毎400mに1回 (整正後)		
						厚さ	各層毎200mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回(整正後)		
						幅	各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)		

【現行(平成30年4月)】

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	6	9	2	排水性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-9
						転圧状況		
						厚さ	各層毎200mに1回 (整正後)	
					幅	各層毎80mに1回 (整正後)		
3	2	6	9	3	排水性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-9
						転圧状況		
						厚さ	各層毎200mに1回 (整正後) コアを採取した場合は写真 不要	
					幅	各層毎80mに1回 (整正後)		

【改定(平成30年10月)】

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	2	6	9	2	排水性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-9	準拠する 要領の制 定等に対 応
						転圧状況			
						厚さ	各層毎200mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズム 方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」により 厚さあるいは標高較差を管理 する場合は各層毎1工事に 1回(整正後)		
					幅	各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズム 方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 (整正後)			
3	2	6	9	3	排水性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-9	準拠する 要領の制 定等に対 応
						転圧状況			
						厚さ	各層毎200mに1回 (整正後) コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズム 方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」により 厚さあるいは標高較差を管理 する場合は各層毎1工事に 1回(整正後)		
					幅	各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズム 方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 (整正後)			

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	散均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 (整正後)	
						幅	各層毎80mに1回 (整正後)	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 (整正後)	3-2-6-9
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 (散布時)	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 (整正後)	3-2-6-9
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 (散布時)	
						平坦性	1工事に1回 (実施中)	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 路盤工	散均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 (整正後)	
						厚さ	各層毎200mに1回 (整正後)	
						幅	各層毎80mに1回 (整正後)	

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	散均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-9	準拠する 要領の制 定等に対 応
						整正状況	各層毎400mに1回 (整正後)		
						幅	各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 (整正後)	3-2-6-9	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 (散布時)		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 (整正後)	3-2-6-9	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 (散布時)		
						平坦性	1工事に1回 (実施中)		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 路盤工	散均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-9	準拠する 要領の制 定等に対 応
						整正状況	各層毎400mに1回 (整正後)		
						厚さ	各層毎200mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回(整正後)		
						幅	各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)		

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	6	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 (整正後)	3-2-6-10
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 (散布時)	
						平坦性	1工事に1回 (実施中)	
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-11
						整正状況	各層毎400mに1回 (整正後)	
						幅	各層毎80mに1回 (整正後)	
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 (整正後)	3-2-6-11
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 (散布時)	
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 (整正後)	3-2-6-11
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 (散布時)	
						平坦性	1工事に1回 (実施中)	

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	2	6	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 (整正後)	3-2-6-10	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 (散布時)		
						平坦性	1工事に1回 (実施中)		
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-11	準拠する 要領の制 定等に対 応
						整正状況	各層毎400mに1回 (整正後)		
						幅	各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「T5等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーガイスマーカーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーガイスマーカーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「T5(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)		
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 (整正後)	3-2-6-11	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 (散布時)		
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 (整正後)	3-2-6-11	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 (散布時)		
						平坦性	1工事に1回 (実施中)		

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
						3	2	
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅	各層毎400mに1回 (施工中) 各層毎400mに1回 (整正後) 各層毎200mに1回 (整正後) 各層毎80mに1回 (整正後)	3-2-6-12

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
						3	2		
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅	各層毎400mに1回 (施工中) 各層毎400mに1回 (整正後) 各層毎200mに1回 (整正後) 各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回(整正後)	3-2-6-12	準拠する要領の制定等に対応

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-12
						転圧状況	各層毎400mに1回 (修正後)	
						厚さ	1,000mに1回 (修正後) コアを採取した場合は写真不要	
					幅	各層毎80mに1回 (修正後)		
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 (修正後)	3-2-6-12
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 (散布時)	
						幅	各層毎80mに1回 (修正後)	

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-12	準拠する要領の制定等に対応
						転圧状況	各層毎400mに1回 (修正後)		
						厚さ	1,000mに1回 (修正後) コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎1工事に1回」(修正後)		
					幅	各層毎80mに1回 (修正後) ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回(修正後)			
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 (修正後)	3-2-6-12	準拠する要領の制定等に対応
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 (散布時)		
						幅	各層毎80mに1回 (修正後) ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回(修正後)		

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度(時期)	
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	右粉、	各層毎に1回	3-2-6-12
						プライムコート	(散布時)	
						スリップバー、	80mに1回	
						タイバー寸法、	(据付後)	
						位置		
鉄網寸法	80mに1回							
位置	(据付後)							
平坦性	1工事に1回(実施中)							
厚さ	各層毎200mに1回							
		(型枠据付後)						
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 下層路盤工	目地段差	1工事に1回	3-2-6-12
						敷均し厚さ	各層毎400mに1回	
						転圧状況	(施工中)	
						整正状況	各層毎400mに1回	
							(整正後)	
厚さ	各層毎200mに1回							
	(整正後)							
幅	各層毎80mに1回							
	(整正後)							

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度(時期)		
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	右粉、	各層毎に1回	3-2-6-12	準拠する 要領の制 定等に対 応
						プライムコート	(散布時)		
						スリップバー、	80mに1回		
						タイバー寸法、	(据付後)		
						位置			
鉄網寸法	80mに1回								
位置	(据付後)								
平坦性	1工事に1回(実施中)								
厚さ	各層毎200mに1回								
		(型枠据付後)							
		ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回(整正後)							
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 下層路盤工	目地段差	1工事に1回	3-2-6-12	準拠する 要領の制 定等に対 応
						敷均し厚さ	各層毎400mに1回		
						転圧状況	(施工中)		
						整正状況	各層毎400mに1回		
							(整正後)		
厚さ	各層毎200mに1回								
	(整正後)								
		ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回(整正後)							
幅	各層毎80mに1回								
	(整正後)								
		ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)							

撮影箇所一覧表(出来形管理) [第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-12
						転圧状況	各層毎400mに1回 (整正後)	
						厚さ	各層毎200mに1回 (整正後)	
					幅	各層毎80mに1回 (整正後)		
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) セメント(石灰・澱青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-12
						転圧状況	各層毎400mに1回 (整正後)	
						厚さ	1,000mに1回 (整正後) コアを採取した場合は写真不要	
					幅	各層毎80mに1回 (整正後)		

撮影箇所一覧表(出来形管理) [第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-12	準拠する要領の制定等に対応
						転圧状況	各層毎400mに1回 (整正後)		
						厚さ	各層毎200mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎1工事に1回」(整正後)		
					幅	各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)			
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) セメント(石灰・澱青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-12	準拠する要領の制定等に対応
						転圧状況	各層毎400mに1回 (整正後)		
						厚さ	1,000mに1回 (整正後) コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎1工事に1回」(整正後)		
					幅	各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)			

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度(時期)	
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-2-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	
						幅	各層毎80mに1回 [整正後]	
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 [施工中]	3-2-6-12
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後]	
						平坦性	1工事に1回 [実施中]	
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装工)	右粉、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	3-2-6-12
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 [据付後]	
						鉄網寸法 位置	80mに1回 [据付後]	
						平坦性	1工事に1回[実施中]	
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後]	
						目地段差	1工事に1回	

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度(時期)		
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-2-6-12	準拠する 要領の制 定等に対 応
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]		
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回[整正後]		
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 [施工中]	3-2-6-12	準拠する 要領の制 定等に対 応
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回[整正後]		
						平坦性	1工事に1回 [実施中]		
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装工)	右粉、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	3-2-6-12	準拠する 要領の制 定等に対 応
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 [据付後]		
						鉄網寸法 位置	80mに1回 [据付後]		
						平坦性	1工事に1回[実施中]		
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回[整正後]		
						目地段差	1工事に1回		

【現行(平成30年4月)】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
						3	2	
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅	各層毎400mに1回 (施工中) 各層毎400mに1回 (整正後) 各層毎200mに1回 (整正後) 各層毎80mに1回 (整正後)	3-2-6-13
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅	各層毎400mに1回 (施工中) 各層毎400mに1回 (整正後) 1,000mに1回 (整正後) コアを採取した場合は写真 不要 各層毎80mに1回 (整正後)	3-2-6-13
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工(加熱アス ファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 幅	各層毎400mに1回 (施工中) 各層毎400mに1回 (整正後) 各層毎80mに1回 (整正後)	3-2-6-13

【改定(平成30年10月)】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
						3	2		
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅	各層毎400mに1回 (施工中) 各層毎400mに1回 (整正後) 各層毎200mに1回 (整正後) 各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各 層毎1工事に1回 (整正後)	3-2-6-13	準拠する 要領の制 定等に対 応
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅	各層毎400mに1回 (施工中) 各層毎400mに1回 (整正後) 1,000mに1回 (整正後) コアを採取した場合は写真 不要 各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各 層毎1工事に1回 (整正後)	3-2-6-13	準拠する 要領の制 定等に対 応
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工(加熱アス ファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 幅	各層毎400mに1回 (施工中) 各層毎400mに1回 (整正後) 各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各 層毎1工事に1回 (整正後)	3-2-6-13	準拠する 要領の制 定等に対 応

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 (整正後)	3-2-6-13
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 (散布時)	
						厚さ	1,000mに1回 (整正後)	
						幅	各層毎80mに1回 (整正後)	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 (整正後)	
						厚さ	各層毎200mに1回 (整正後)	
						幅	各層毎80mに1回 (整正後)	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 (整正後)	
						厚さ	各層毎200mに1回 (整正後)	
						幅	各層毎80mに1回 (整正後)	

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 (整正後)	3-2-6-13	準拠する 要領の制 定等に対 応
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 (散布時)		
						厚さ	1,000mに1回 (整正後)		
						幅	各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各 層毎1工事に1回 (整正後)		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-14	準拠する 要領の制 定等に対 応
						整正状況	各層毎400mに1回 (整正後)		
						厚さ	各層毎200mに1回 (整正後)		
						幅	各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各 層毎1工事に1回 (整正後)		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-14	準拠する 要領の制 定等に対 応
						整正状況	各層毎400mに1回 (整正後)		
						厚さ	各層毎200mに1回 (整正後)		
						幅	各層毎80mに1回 (整正後) ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各 層毎1工事に1回 (整正後)		

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	6	14	3	ブロック舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-14
						転圧状況	各層毎400mに1回 (施工中)	
						厚さ	各層毎200mに1回 (修正後) コアを採取した場合は写真 不要	
						幅	各層毎80mに1回 (修正後)	
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-14
						転圧状況	各層毎400mに1回 (修正後)	
						幅	各層毎80mに1回 (修正後)	
3	2	6	14	5	ブロック舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 (修正後)	3-2-6-14
						タックコート、ブ ライムコート	各層毎に1回 (散布時)	
3	2	6	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所1回 (施工後)	3-2-6-15

撮影箇所一覧表(出来形管理)[第3編 土木工事共通編]

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	2	6	14	3	ブロック舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-14	準拠する 要領の制 定等に対 応
						転圧状況	各層毎400mに1回 (修正後)		
						厚さ	各層毎200mに1回 (修正後) コアを採取した場合は写真 不要		
						幅	各層毎80mに1回 (修正後) ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各 層毎1工事に1回(修正後)		
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	3-2-6-14	準拠する 要領の制 定等に対 応
						転圧状況	各層毎400mに1回 (修正後)		
						幅	各層毎80mに1回 (修正後) ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各 層毎1工事に1回(修正後)		
3	2	6	14	5	ブロック舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 (修正後)	3-2-6-14	
						タックコート、ブ ライムコート	各層毎に1回 (散布時)		
3	2	6	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所1回 (施工後) ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は1工 事に1回(施工後)	3-2-6-15	準拠する 要領の制 定等に対 応